

「読むこと・生きること・情報は命！」

～弱視者への理解を求めて～

特定非営利活動法人 大活字文化普及協会事務局長
学部 1997 年卒 市橋 正光

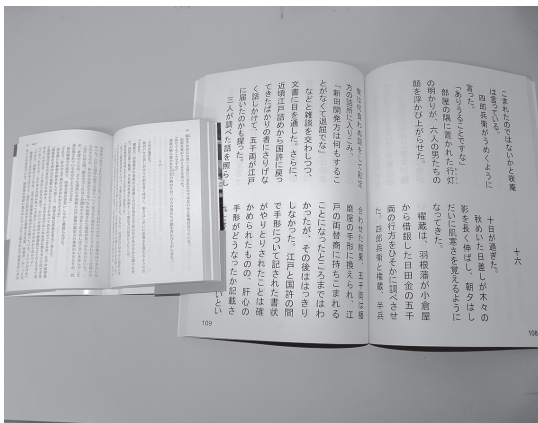
1. はじめに

人が得る情報の8割は目から得ていると言われています。視覚障害者手帳取得者約30万人の7割を占め、日本眼科医会の推計調査で160万人いいると言われている「弱視者」の読書や生活について考えることは、超高齢者社会の生活改善にも大きなヒントとなります。眼鏡やコンタクトを利用している人は、それを外した状態が弱視者の見えにくさの疑似体験となります。弱視者は、見えにくいことでさまざまな不利益を生じている中で生活を送っていますが、仮に弱視者が世の中の大半を占める弱視者中心の社会があったとすると、大活字本や見やすい表示が溢れる社会となるのではないのでしょうか。今回の社大学会の自主企画では、弱視者の方をゲストに迎えて、見えにくさの実態を聞くことから、高齢化が進む日本社会の生活環境を豊かにする方法について考え、弱視者の視点からの読書権保障について発表を行いました。

2. 弱視者とは？

WHO（世界保健機構）の定義では、視力0.05以上0.3未満が弱視者と定義されています。眼鏡をかけても見えにくい状態のままの人を弱視者と言います。

具体的に不自由なことは、文字の読み書きや読書、日常生活における様々な情報を自ら得ることが困難であること、車や自転車の運転ができないこと、仕事をする上でも文字の小さい書類を読むことが難しいことなど、日々の生活において不便なことがたくさんあります。2016年4月に施行された「障害者差別解消法」では、社会の側にある障壁を取り除き、合理的な配慮を実施することについて、行政機関には法的義務とし、民間企業等には努力義務としています。合理的配慮の具体的な例として、点字や音声だけでなく、拡大版（大活字版）での情報提供や、読み書き（代読・代筆）情報支援の実施が挙げられています。



※通常の本と大活字本の比較写真



※左 内閣府リーフレット（大活字版）

※右 代読・代筆支援技能習得講習会（芦屋市）

3. 表示における情報保障とは？

弱視者や高齢者で見えにくい状態にある人は、表示等を正しく認識することにも困難があります。地図を頼りに目的地まで何とかたどり着いても、目的地のビルや建物の表示に気づかずに通り過ぎてしまったりすることもあります。また、目的地の建物の中に入っても、建物内の表示が分かりにくいために目的の場所まで行くことに必要以上に時間がかかったり、トイレの表示を探すことも困難で、男女別の場合に間違えて入ってしまったり、困ることがたくさんあります。信号機の色を見分けることが困難なので、音が出ない信号機の横断歩道を渡る場合には常に危険が伴います。

公共交通機関の利用でも困ることがたくさんあります。電車に乗る駅のホームに行くためには、たくさんの表示を正しく認識する必要があります。時刻表も大きな文字で書かれていない場合には、読むことが難しいので、自宅であらかじめ時刻表を調べてから出かけるようにしている人も多くいます。駅のホームの端が見えにくい状態だったりすると、ホームからの転落事故に遭う危険もあります。



※トイレ表示（見やすい表示例 ※発行：弱視者問題研究会）

4. 情報保障の主な媒体とは？

今までは、点字や音声の媒体での情報保障が中心でしたが、最近は大活字版等での情報保障が少しずつ普及するようになってきました。点字を読める人は、全国で2万人から3万人だと言われています。大活字版での情報保障がもっと普及しないと、160万人程いる弱視者への情報保障がされていないということになります。自治体の広報誌や議会だより等、民間団体や企業が発行するパン

フレットや告知チラシなども、弱視者が読める大活字版での発行は、まだまだほとんど実現されていない状態です。2008年に教科書バリアフリー法が制定されるまでは、義務教育における拡大教科書も保障されていない状態でした。わずか10年程前までは、教科書も親や学校関係者、ボランティア団体が手作りで拡大教科書を作っている状況が続いていたのです。一昨年、障害者差別解消法が施行されましたが、行政機関や民間企業などに、点字や音声だけでなく、大活字版等での合理的配慮の提供が義務づけられています。内閣府のマイナンバー周知の冊子についても、点字・音声・大活字版で発行されて全国の自治体に頒布されました。

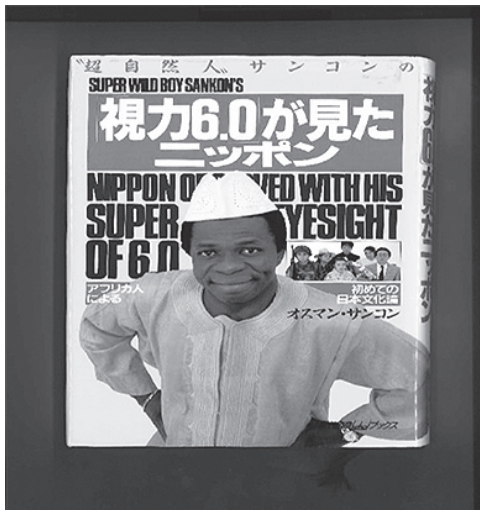
障害者差別解消法の対象範囲についても、身体的な障害（欠損等）を持つことで障壁があるという考えから、社会の側にある障壁を解消することが合理的配慮だとする社会モデルの考え方が導入されたことで、障害者手帳の所持者に限られないとされています。つまり、高齢者で読書や読み書きに不自由がある人やディスレクシア（学習障害者）、一時的に手をケガをして文字の読み書きができない人など、社会の側にある障壁で読書や読み書きに不自由がある人の全てに対して、点字・音声・大活字等での情報提供や、読み書き（代読・代筆）情報支援サービスの提供等が必要だとされたのです。



※内閣府マイナンバーリーフレット：点字・音声・大活字版

5. 先進国の標準的な視力とは？

日本を含む先進国の標準的な視力は1.0とされています。一方でアフリカのギニア共和国の平均視力は4.0とも5.0とも言われており、近視等で眼鏡をかけている方は、都市部で近代的な暮らしをしている一部の人に限られています。日本においては、眼鏡等をかけている人は2人に1人いると言われています。アフリカのギニア共和国大使のオスマン・サンコンは、本人の著書の中で、日本で20年間暮らしたところ、視力が6.0から0.7まで下がってしまったということでした。日本において、自動車の運転免許証が更新できる視力は0.7とされています。このように考えてみると、日本を含む先進国では標準的な視力1.0程度の人が暮らしやすい社会をつくっているのではと思われます。緑内障や白内障、網膜の病気などで、弱視の状態になっている人も多くいますが、近年はパソコン使用やテレビゲームのやりすぎなどで目を酷使することで、強度の近視や乱視で弱視の状態になる人も増えています。人間の目の機能は子どもの時からの生活環境にも左右されると言われていますので、日本を含む先進国の標準的な視力1.0というのは、先進国の社会環境が作り出しているとも考えられます。



※著者／編集：オスマン・サンコン
出版社：光文社

6. 読書や読み書きする権利を保障することはなぜ重要なのか？

人間は、情報の8割を目で見ることによって得ていると言われています。目が見えない・見えにくい状態になった人は、残りの2割という限定された情報を活用して、日常生活を送ることを強いられていることになります。一般的な公共施設のロビーには、掲示板に貼られた情報やチラシ置き場に並べられた情報など、自分の目で確認して有益な情報を判断して自由に持ち帰りができるようになっています。障害者や高齢者等で文字の読み書きに困難がある人は、ロビーに大量な情報を置かれていることも分からずに通り過ぎてしまいます。本屋や図書館に置かれている本も、ほとんどが読むことができないただの紙の束と同じです。自分自身の身に置き換えて考えてみると、外出も勉強も仕事も、ほとんどが目から得る情報を取捨選択して有効に活かすことによって成り立っているのではないのでしょうか。具体的に読書権を保障する方法として、全ての情報を点字や音声および大活字版にすることは困難ですので、点字や音声および大活字版等での情報提供をできる限り促進しながら、同時に読み書き（代読・代筆）情報支援という、人が対面で行う情報支援サービスの提供を促進することが、全ての人の読書や読み書きする権利を保障することになります。最近では、政府による情報の隠蔽や改ざんが社会問題となっていますが、正しい情報ですら、自由に入手することができない人が、たくさんいることを意識することで、問題の改善につなげることができるのではないのでしょうか。朝起きてから夜寝るまで、目から情報を得ることは、自立した日常生活を送る上で、とても重要になっています。朝起きて、まずは時計を見て、出かける準備のための時間がどれくらいあるか確認をします。家を出て電車やバスに乗る場合には、時刻表などで発着時刻を目で見て確認します。目的地まで到着するまでに、トイレに行きたくない場合には、トイレの表示が、どこにあるかどうかを目で探します。帰宅して自宅で食事をするときも、目でみて食事の内容

を確認して、箸やフォーク等で食べ物を口に入れます。もし目が見えないままで食事をしたとしたら、食事をする楽しみも半減します。

読書権を保障することの必要性については、自分の身に置き換えて読書や読み書きの困難を想像してみると、読書権保障がとても重要であることを実感することができます。



※公共施設ロビー様子（事例）

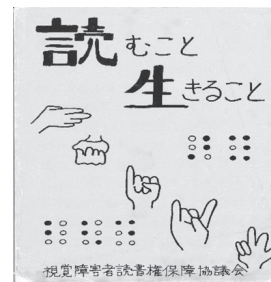
7. まとめ

障害の有無ではなく、社会の側にある障壁によって自立した生活を送ることに困難な人を障害者とする「社会モデル」の考え方を導入しているニュージーランド等では、国民の6人に1人が福祉サービスを受けることができます。日本では、本人に障害があったとした医学モデルのため、20人に1人しか福祉サービスを受けることができません。国民の4人に1人が65歳以上となっている日本社会においても、障害者差別解消法で導入された「社会モデル」を導入して、今までの福祉施策を大きく見直しをしていくことが必要ではないでしょうか。

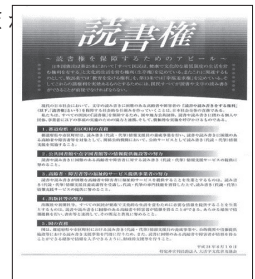
弱視者は、視覚障害者手帳取得者30万人の7割を占めるといわれ、盲学校でも半数以上が弱視生徒です。そして、日本眼科医会の推計調査で160万人いるとされている弱視者の情報困難を理解することは、65歳以上が4人に1人を超えている超高齢化している日本社会の問題を理解する

ことにもつながります。現代の日本社会は標準視力が1.0の人が暮らしやすい社会づくりを行っていますが、WHOの定義で、視力0.05以上0.3未満とされる弱視者が暮らしやすい社会をつくることは、高齢者にとっても、必要な情報を自由に選び、自立した豊かな生活を送ることにつながります。

20年程前に亡くなった弱視者の父が残した言葉「読むこと・生きること」が、読書権保障のキーワードとなっています。当時の視覚障害者団体が読書権保障を要望する活動の中で、「情報を接種できるようにして欲しい」という言葉を使っていました。現代社会は、さまざまな情報で溢れている高度情報化社会です。本を読むことは魂の栄養だと言っている人もいますが、「情報の接種」ということを言わなければならない程、本を読むことや情報を得ることの困難によって、不利益な状況に置かれている人が、たくさんいるということ意識する必要があります。読書や読み書きする権利が保障されて、誰もが平等に読書・読み書きできる社会をつくっていくことが、真に豊かな共生社会の実現に不可欠です。人は文字の読み書きができるようになることで、身につけた知識や技術等を本や書面に記録して後世につたえることで、文明を発展させることができました。現代社会のように、情報に溢れ、情報の真偽も確かめながら生活していくことが必要な社会にこそ、自立して生活するため、そして、後の世に有益で確かな情報を伝えていくために、全ての人の読書権を保障する社会の実現が望まうか。



※亡き父が事務局を務めた団体の冊子とNPO法人大活字文化普及協会が発表した読書権アピール文



<参考文献>

- 「概説 障害者差別解消法」 障害者差別解消法解説編集委員会
「知っておきたい 子どもの目のケア」 発行：少年写真新聞社
「テレビが伝えない憲法の話」 発行所：PHP 研究所
「世界の文字と言葉入門1」 発行所：小峰書房
「イラスト版 からだに障害がある人へのサポート」 発行所：合同出版
「図説 本の歴史」 発行所：河出書房新社
「文字の起源と歴史」 発行所：創元社
「読みの整理学」 発行所：ちくま書房
「福祉の思想」 発行所：NHK 出版
「目の見えない人は世界をどう見ているのか」 発行所：光文社

<発表者経歴 / 最近の雑誌・マスコミ掲載状況>

- ・1993年日本社会事業大学入学、サークル活動「ラグビー部」「やまのこ」等
- ・雑誌「出版ニュース」2016年6月上旬号：障害者差別解消法と読書権
- ・フジテレビ系列全国ネット「クイズやさしいね」2016年6月：大活字本専門書店紹介等
- ・TBSラジオ全国ネット「壇れい 今日の1ページ」2017年3月3日：大活字本について
- ・「中日新聞夕刊」2016年11月11日：動き始めた読書権～目が不自由でも読みやすく
- ・朝日新聞「天声人語」2017年3月7日：現代社会における大活字本の必要性